

○船舶検査心得 目次

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
目 次	目 次	
(略)	(略)	脱出設備告示の題
3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示……………[428]	3-1-4 船舶の脱出設備の基準を定める告示…………… 428	名が改められたこと によるもの。
(略)	(略)	

○船舶検査心得 凡例

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>凡 例</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>脱出設備告示 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第510号)</p> <p>(略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>凡 例</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>脱出設備告示 船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第510号)</p> <p>(略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>脱出設備告示の題名が改められたことによるもの。</p>

◎船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行	備考
1-1 船舶安全法施行規則 (書類の提出)	1-1 船舶安全法施行規則 (書類の提出)	
32.1(a) (略) (1) 船体 (i)～(xiii) (略) (xiv) 「2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」 附属書[2] 「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準」 (以下「附属書[2]」)という。本項において同じ。)中、「5 塗装システムの承認」に規定する適合書又は型式承認証書(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示 第135条第2項適用船舶に限る。)	32.1(a) (略) (1) 船体 (i)～(xiii) (略) (xiv) 「2-5-1 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」 附属書[2] 「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準」 (以下「附属書[2]」)という。本項において同じ。)中、「5 塗装システムの承認」に規定する適合書又は型式承認証書(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示 第135条第2項適用船舶に限る。)	誤りの修正
(xv)・(xvi) (略) (揚貨装置等の制限荷重等の標示)	(xv)・(xvi) (略) (揚貨装置等の制限荷重等の標示)	
58.1(a) (略) (削除)	58.1(a) (略) (b) 第59条第2項ただし書の規定により、指定を受けた制限角度未満の角度での使用を認められたグリック装置については、その制限角度未満の使用角度及びそ	平成6年の安全法施行規則59条2項ただし書き削除による改正の取り残し

改 正 案	現 行	備 考
	<p>れに対応して所轄地方運輸局長等が指定した荷重を も合わせて標示させること。 S. W. L7tons~30° 5tons~15°</p>	
(削除)	(揚貨装置等の使用制限等)	
(削除)	<p>59.2(a) 本項ただし書に係る申請は、その揚貨装置につき制 限荷重等の指定を行う検査の申請の際に合わせて行 わせるよう指導すること。</p>	平成6年の安全法施行 規則59条2項ただし書 き削除による改正の取 り残し
(削除)	<p>(b) (a)の荷重を指定するに当たっては、安全係数の確 認のため資料として強力計算書を提出させ(第32条 第1項第1号トの規定による強力計算書に含めて差し 支えない。)、重要部分の破壊強度に対する安全係数 が設備規程第169条の5の表に掲げる数値以上となる ことを確認すること。</p>	
(削除)	<p>(c) 指定を受けた制限角度未満の使用角度及びこれに 対応して指定する荷重は、揚貨装置制限荷重等指定 書の備考欄に記載すること。</p>	
心得附則 (平成22年6月30日) (適用期日)		
本改正後の心得は、平成22年7月1日より適用する。		

○船舶検査心得 2-3 船舶防火構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行	備考
2-3 船舶防火構造規則	2-3 船舶防火構造規則	
第二章 国際航海に従事する旅客船の防火構造	第二章 国際航海に従事する旅客船の防火構造	
(制御場所の通風)	(制御場所の通風)	
17.1(a) (略) <u>(b) 非常用制御場所と船橋との境界に設ける隔壁が、主垂直隔壁でない場合にあつては、非常用制御場所の当該装置は、船橋内の装置と兼ねてもよい。</u>	17.1(a) (略) (新設)	SOLASII-2/8.2
(ポンプ室の境界)	(ポンプ室の境界)	
34.0(a) 「管海官庁が適当と認めるポンプ室の照明用の窓」とは、JIS F2413 「造船及び海洋構造物-船用丸窓」のA級固定式(内ぶた付)と同等以上の保安性及びガス密性を有する固定式の窓であり、かつ、窓に使用されるガラスが950℃以上の温度にも耐える耐熱性を有するものをいう。 なお、ポンプ室の天窓については、本条の規定にかかわらず、防火構造告示第17条による。	34.0(a) 「管海官庁が適当と認めるポンプ室の照明用の窓」とは、JIS F2413 「造船及び海洋構造物-船用丸窓」のA級固定式(内ぶた付)と同等以上の保安性及びガス密性を有する固定式の窓であり、かつ、窓に使用されるガラスが950℃以上の温度にも耐える耐熱性を有するものをいう。 なお、ポンプ室の天窓については、本条の規定にかかわらず、第39条による。	省令改正時の改正もれ。
心得附則(平成22年6月30日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成22年7月1日より適用する。		

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行 行	備 考
<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示 (隔壁及び甲板)</p>	<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示 (隔壁及び甲板)</p>	
<p>5.0.5(a) (b) (略) (c) (略) 備考 1・2 (略) イ・ロ (略) ハ 「3」 操舵室と海図室との境界となる隔壁につ</p>	<p>5.0.5(a) (b) (略) (c) (略) 備考 1・2 (略) イ・ロ (略) ハ 「3」 操舵室と海図室との境界となる隔壁につ ては、B級仕切りとすることができる。</p>	<p>SOLAS II-2/9 表 9.4 注 c</p>
<p>ニ・ホ (略) 3. (略) (d) (略) 表 5.0.6&lt;2&gt;中、(1)制御場所等の行(11)車両区域の列 A-30 <u>(多層甲板公室の保護)</u></p>	<p>ニ・ホ (略) 3. (略) (d) (略) 表 5.0.6&lt;2&gt;中、(1)制御場所等の行(11)車両区域の列 A-60 (新設)</p>	<p>誤りの修正  SOLAS II-2/9.2.2.7</p>
<p>5-2.0(a) 「<u>管海官庁が適当と認める仕切り</u>」とは、隣接する 場所に於じて、表 5.0.6&lt;2&gt;に定める仕切りとする。</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>(階段及び昇降機の保護)</p> <p>6.1.2(a) 本号における「公室」には、劇場の楽屋を含まない。</p>	<p>(階段及び昇降機の保護)</p> <p>(新設)</p>	<p>SOLAS</p> <p>II-2/13.3.2.3</p>
<p>(窓)</p> <p>9.3(a) (略)</p> <p>(b) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、<u>自動スプリンクラ・ヘッド又は噴霧ノズル</u> (噴霧ノズルについては、<u>船舶検査心得3-3-2 附属書[3]</u>を参照すること。) <u>が窓に対して備え付けられている場合</u>をいう。</p>	<p>(窓)</p> <p>9.3(a) (略)</p> <p>(b) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、<u>自動スプリンクラ・ヘッドが窓に対して備え付けられている場合</u>をいう。上</p>	<p>SOLAS</p> <p>II-2/9.4.3.3.3</p>
<p>(通風装置)</p> <p>10.2.2(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。</p> <p>(1) 火災試験方法コード パート5 「表面火炎伝播試験」に合格する性能を有した<u>不燃性材料のもの</u>であること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>ダクト外面及び内面に可燃性材料の皮膜を施行</u>してもよいが、<u>当該皮膜は、炎の広がりが遅い性質のものであること。</u></p> <p>(5) (4)の場合においては、<u>使用される皮膜の厚さでの発熱量が45MJ/m<sup>2</sup>を超えないこと。</u>なお、<u>ダク</u></p>	<p>(通風装置)</p> <p>10.2.2(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。</p> <p>(1) 火災試験方法コード パート5 「表面火炎伝播試験」に合格する性能を有する<u>ものであること。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>SOLAS</p> <p>II-2/9.7.1.1.2</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>ト表面の発熱量を決定する場合には ISO1716:2002と同等の基準を用いること。</p> <p>10.2.7(a)～ (c) (略) (d) <u>開放された甲板に設置される調理用レンジからの排気用のダクト（居住区域、業務区域又は制御場所を通るものに限る。）についても、本号の要件に適合すること。</u> <u>（旅客船の安全帰港するための措置）</u></p>	<p>10.2.7(a) ～(c) (略)</p>	<p>SOLAS II-2/7.5.1.2</p>
<p>46-2.1(a) 第18号の「<u>その他管海官庁が定める装置等</u>」とは、次に掲げる装置等を標準とする。</p> <p>(1) <u>設備規程第百四十六條の四に規定する船灯及び</u> <u>操船信号灯</u></p> <p>(2) <u>設備規程第百四十六條の七に規定する汽笛</u></p> <p>(3) <u>設備規程第百四十六條の十に規定する航海用刊行物又は電子海図情報表示装置その他電子航海用刊行物情報表示装置</u></p> <p>(4) <u>設備規程第百四十六條の十二に規定する航海用レーダー</u></p> <p>(5) <u>設備規程第百四十六條の二十四に規定する衛星航法装置</u></p> <p>(6) <u>設備規程第百四十六條の二十九に規定する船舶</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>Explanatory note Interpretation 22</p>



改 正 案	現 行	備 考
<p>自動識別装置</p> <p>附 則 (平成22年6月18日)</p> <p>附則 3.2 施行日において建造中である船舶に、A級仕切りにおける戸又はB級仕切りにおける戸を設置する場合、「施行日前に設置された」とは、施行日（平成22年7月1日）前に発注されたものであることとし、発注した日が発注伝票等により確認できる場合にあっては、改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示第七条及び第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>心得附則 (平成 22 年 6 月 30 日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成22年7月1日より適用する。</p>	<p>(新設)</p>	

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1 船舶設備規程</p> <p><u>(避難場所)</u></p> <p>122-2.1(a) 告示の要件に加えて、以下の要件に適合すること。</p> <p>(1) <u>直射日光や風雨等の影響が及ばない場所に設けられていること。</u></p> <p>(2) <u>暴露甲板以外の居住区域に設けられていること。ただし、運用上の制限等により、船内に避難場所を設けることが妥当でないと考えられることから、避難場所を暴露甲板に設ける場合にあつては、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。また、複数に分けて設けてもよい。</u></p> <p>(3) <u>広さは、乗船者一人当たり 2m<sup>2</sup> 以上を目安とする。ただし、航行する時間が 12 時間以内に限定される船舶にあつては、乗船者一人当たり 1m<sup>2</sup> 以上を目安とすることができる。</u></p> <p>(乗艇場所及び招集場所)</p> <p>122-2.2.2(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(非常標識)</p>	<p>3-1 船舶設備規程</p> <p>(新設)</p> <p>SOLAS II-2.21.5.1.2.5 Explanatory note Interpretation 42 SOLAS II-2.21.5.1.1</p> <p>(乗艇場所及び招集場所)</p> <p>122-2.2(a) (略) (b) (略) (非常標識)</p>	<p>条ズレに伴う変更</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>122-5.0(a) MSC/Circ. 1167 及び MSC/Circ. 1168 により規定される避難誘導装置をもつて、本項の非常標識として差し支えない。</p> <p>(補助照明装置)</p>	<p>(新設)</p>	<p>SOLAS II-2. I3. 3. 2. 5</p>
<p>122-6-3(a) 「管海官庁が当該船舶の大きさ、構造等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、<u>限定近海船、沿岸海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船の旅客室であつて複数の部屋（浴室、トイレ等を除く。）を有しない場合をいう。</u></p> <p>(浸水警報装置)</p>	<p>(新設)</p>	<p>SOLAS II-2/41</p>
<p>146-48-2.1(a) 第 2 号の船舶のうち、貨物倉を 1 のみ有する船舶であつても、当該貨物倉が船長に比して長さが短い場合(当該貨物倉が損傷(浸水)した場合に SOLAS 条約附属書第 II-1 章 B-1 部第 25-6 規則に規定する係数「s」が 1 となる船舶の貨物倉)とはみなさず、本条の規定は適用されないものとする。</p> <p>(浸水警報装置)</p>	<p>(浸水警報装置)</p> <p>146-48-2.1(a)貨物倉を1のみ有する船舶であつても、当該貨物倉が船長に比して長さが短い場合(当該貨物倉が損傷(浸水)した場合に SOLAS 条約附属書第 II-1 章 B-1 部第 25-6 規則に規定する係数「s」が 1 となる船舶の貨物倉)にあつては、「単一の貨物倉」とはみなさず、本条の規定は適用されないものとする。</p>	
<p>附属書 [11] 乗降船設備の構造及び設置に関する指針</p> <p>2 構造</p>	<p>附属書 [11] 乗降船設備の構造及び設置に関する指針</p> <p>2 構造</p>	
<p>2.1 船側はしご及びシヨアギヤングウェイは、IS05488:1979 (船側はしご)、IS07061:1993 (アルミニウム製シヨアギヤングウェイ)等の国際規格又はこ</p>	<p>2.1 船側はしご及びシヨアギヤングウェイは、IS05488:1979 (船側はしご)、IS07061:1993 (アルミニウム製シヨアギヤングウェイ)等の国際規格又はこ</p>	<p>韓国の事業者からの要望に対応するもの (IS05488 はステッパ間)</p>

改正案	現行	備考
<p>れと同等の基準に適合すること。</p> <p>1 <u>JIS F 2621-1995 「船側はしご」は ISO5488:1979 と同等の基準として、JIS F 2613-1999 「アルミニウム製ショアギヤングウェイ」本体は ISO7061:1993 と同等の基準として、それぞれ取り扱って差し支えない。</u></p>	<p>これと同等の基準に適合すること。</p>	<p>隔を 300mm に限定している。(第 5.3 項) のに対し、JISF2621 は「約 350mm の等間隔」(4. (6)) で良いとしているところ、ステップ間隔 345mm の ladder を製造している事業者より JIS の適用要望があったため、明確化を行う。) </p>
<p><u>心得附則 (平成 22 年 6 月 30 日)</u> <u>(適用期日)</u></p> <p>本改正後の心得は、平成 22 年 7 月 1 日より適用する。</p>		

○船舶検査心得 3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示</p>	<p>3-1-4 船舶の脱出設備の基準を定める告示</p>	<p>脱出設備告示の題名が改められたことによるもの。</p>
<p><u>(避難場所)</u></p>		
<p>1-2.0(a) (1) 第2号イの「<u>空気調和装置又は機械通風装置</u>」は、 火災により発生する煙及び高温ガスを避難場所から排出できるものであること。また、当該装置は、 一人当たり一時間に4.5m<sup>3</sup>以上の空気を排出できるものであること。</p>	<p>(新設)</p>	<p>SOLAS II-2.5.1.3 Explanatory note Interpretation49</p>
<p>(2) 第2号ロの「<u>大便所</u>」は、乗船者50人及びその端数毎に、一個の割合で備え付けることを目安とすること。</p>		<p>Explanatory note Interpretation 43</p>
<p>(3) 第2号ハの「<u>主照明装置</u>」に代えて、「<u>非常照明装置</u>」又は「<u>蓄電池一体型非常照明装置</u>」を用いるもよい。また、「<u>非常照明装置</u>」の照明が届かない場所においては、必要に応じ、<u>持運び式の充電可能な電池によって作動する照明装置を用いること。</u></p>		<p>Explanatory note Interpretation 47</p>
<p>(4) 第3号の「<u>飲料水</u>」は、<u>生活用水や食事を準備するための水とは別に、最低一人当たり一日3リットルを備えること。</u></p>		<p>Explanatory note Interpretation 48</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>(5) 第3号の「食料」は、種類は問わず、乾燥食品であってよい。</p> <p>また、食料を貯蔵する場所は、避難場所から容易に行くことができるよう、必要に応じ分散させること。</p> <p>(6) 第4号の「看護に充てられる救護の場所」は、主たる診療室、病室等がある主垂直区域とは異なる主垂直区域内に設置されること。また、当該場所は、主電源及び非常電源を使用することができるところであって、かつ、それらの電源から給電される照明装置が備え付けられていること。</p> <p>(7) 第5号の「高温又は低温」とは、おおむね「摂氏30℃又は10℃」とする。</p>		<p>Explanatory note Interpretation 44</p> <p>Explanatory note Interpretation 45</p> <p>Explanatory note Interpretation 46</p> <p>Explanatory note Interpretation 47</p>
<p>(脱出経路)</p> <p>3.0(a)～(m) (略)</p> <p>(n) (a)から(m)の規定によるほか、第一種船等（消防設備規程第37条第1項第1号の第一種船をいう。）（<u>限定近海船を除く。</u>）に設ける脱出設備については、以下の要件に適合すること。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(脱出経路)</p> <p>3.0(a)～(m) (略)</p> <p>(n) (a)から(m)の規定によるほか、<u>国際航海に従事する旅客船に設ける脱出設備については、以下の要件に適合すること。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p>	

改正案	現行	備考
<p>(8) 脱出経路は、火災が発生した主垂直区域の一部である外部経路を含んでもよい。</p> <p>(m)～(q) (略)</p>	<p>(m)～(q) (略)</p>	<p>Explanatory note Interpretation 51</p>
<p>(非常標識)</p>	<p>(非常標識)</p>	<p>SOLAS</p>
<p>6.0(a) (略)</p> <p>(b) 第3号の「3時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたもの」とは、非常標識の配線等が「A-60」で構成されたトランクで保護されていることをいう。ただし、これと同等以上の効力を有する方法等により、3時間以上当該装置の機能が損なわれないための措置を講じる場合にあっては、資料を添えて海事局検査課長まで向い出ること。</p> <p>(c) 火災により使用不可能な主垂直区域において、非常標識は、その機能を維持することを要しない。</p> <p>(非常照明装置)</p>	<p>6.2(a) (略)</p>	<p>SOLAS II-2/22.3.1.6 II-2/22.3.3</p>
<p>7.0(a) 第4号の「3時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたもの」とは、非常照明装置の配線等が「A-60」で構成されたトランクで保護されていることをいう。ただし、これと同等以上の効力を有する方法等により、3時間以上当該装置の機能が損なわれないための措置を講じる場合にあっては、</p>	<p>(新設)</p>	<p>SOLAS II-2/22.3.1.5 II-2/22.3.3</p>

改 正 案	現 行	備 考																				
<p>資料を添えて海事局検査測定課長まで伺い出ること。</p> <p>(b) 火災により使用不可能な主垂直区域において、非常照明装置は、その機能を維持することを要しない。 (補助照明装置)</p>		SOLAS II-2/22.3.2																				
<p>8-2.0(a) 補助照明装置は、日本工業規格「船用電機照明器具通則 (規格番号 JIS F 8008:2000)」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものでなければならぬ。 (非常用制御場所)</p>	(新設)																					
<p>11.1(a) 「制御等」とは、「制御 (作動)」、「監視」及び「警報」をいう。また、非常用制御場所に備え付けなければならぬ。本条第1号から第18号の各装置を制御するための装置、監視するための装置又は警報を発生する装置については、表11-0(a)に掲げるものとする。</p>	(新設)	MSC Circ 00																				
<p>&lt;表11-0(a)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1069 1238 1380 1870"> <thead> <tr> <th></th> <th>制御するための装置</th> <th>監視するための装置</th> <th>警報を発生する装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一号の装置 (非常標識)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二号の装置 (職貨扉閉閉装置)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第三号装置 (漏水検知装置等)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第四号の装置 (テレビ監視装置等)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		制御するための装置	監視するための装置	警報を発生する装置	第一号の装置 (非常標識)	○			第二号の装置 (職貨扉閉閉装置)		○	○	第三号装置 (漏水検知装置等)		○	○	第四号の装置 (テレビ監視装置等)		○			
	制御するための装置	監視するための装置	警報を発生する装置																			
第一号の装置 (非常標識)	○																					
第二号の装置 (職貨扉閉閉装置)		○	○																			
第三号装置 (漏水検知装置等)		○	○																			
第四号の装置 (テレビ監視装置等)		○																				



改 正 案		現 行	備 考
第五号の装置(浸水警報装置)			○
第六号の装置(電動通風装置)	○		○
第七号の装置(水密すべり戸)	○		○
第八号の装置(警報装置)	○		
第九号の装置(消火ポンプ及び非常ポンプ)	○		○
第十号の装置(固定式加圧水噴霧装置)	○		○
第十一号の装置(自動スプリングラ装置)	○		○
第十二号の装置(機関室局所消火装置)	○		○
第十三号の装置(火災探知装置)	○		○
第十四号の装置(手動火災警報装置)	○		
第十五号の装置(警報装置)	○		
第十六号の装置(A級防火戸)	○		○
第十七号の装置(B級防火戸)	○		○
第十八号の装置(排気式機舎通風装置)	○		
心得附則(平成22年6月30日)			
(適用期日)			
この改正は、平成22年7月1日より適用する。			
(経過措置)			
平成24年1月1日前に建造され、又は建造に着手されたものであって、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船(限定近海船を除く。)については、			

改正案	現行	備考
<p>改正後の3.0(m)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示.

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (ナブテックス受信機)</p> <p>6.0(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p>	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (ナブテックス受信機)</p> <p>6.0(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(1) <u>日本語ナブテックス受信機にあつては、受信する文字の誤差率が4%以下であり、1行に少なくとも30文字印刷することができるもの</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>電波法の改正に伴い、日本語ナブテックスの基準を整備するもの</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本語ナブテックス受信機にあつては、次に掲げる要件に適合するもの。</u></p> <p>(i) <u>表示装置又は印刷装置は、1行あたり16文字以上で10行以上又は1行当たり10文字以上で16行以上の表示又は印刷することができるものであること。</u></p> <p>(ii) <u>表示装置は、通常想定される全ての使用条件において容易に視認できる設計・大きさであること。</u></p> <p>(iii) (b)(1)(v)、(vi)、(vii)、(viii)、(ix) ((ハ)を除く。)及び (xi)の要件に適合しているものであること。</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>(c)～(e) (略)</p> <p>(f) (略)</p> <p>(1) 各受信装置の内部に国際ナブテックスにあっては平均 500 文字の海上安全情報を 200 件以上、日本語ナブテックスにあっては平均 250 文字の海上安全情報を 190 件以上蓄積できること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 国際ナブテックスにあってはそれぞれの受信機ごとに少なくとも 200 以上、日本語ナブテックスにあっては 190 以上の海上安全情報の ID が蓄積できること。</p> <p>(浸水警報装置)</p>	<p>(c)～(e) (略)</p> <p>(f) (略)</p> <p>(1) 各受信装置の内部に平均 500 文字の海上安全情報を 200 件以上蓄積できること</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) それぞれの受信機ごとに少なくとも 200 以上の海上安全情報の ID が蓄積できること。</p>	
<p>37-2.1(a) 船橋及び非常用制御場所（船橋とは別に設けられている場合に限る。）において、清水、バラスト水又は燃料等の液位の監視が行える水密区画には、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。</p> <p>(b) 浸水警報装置の検知器は、通常の航海で想定されるトリム及びヒール状態においても、浸水警報装置が要求される水密区画への浸水を検知することが可能となるよう、以下のとおりとすること。</p> <p>(1) 垂直方向位置</p> <p>検知器は、水密区画の中の可能な限り低い位置に</p>	<p>(新設)</p>	<p>MSC. 1/Circ. 1219</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>設置すること。</p> <p>(2) <u>船長方向位置</u></p> <p><u>船体中央部より前方に位置する水密区画において</u>  <u>は、検知器は区画の前端に設置すること。船体中</u>  <u>央部より後方に位置する水密区画では、検知器は</u>  <u>区画の後端に設置すること。船体中央部付近に位</u>  <u>置する水密区画においては、検知器の適切な位置</u>  <u>を検討すること。船の長さの5分の1よりも長い水</u>  <u>密区画及び船長方向の水の流れが著しく制限され</u>  <u>るような配置の水密区画に関しては、前端と後端</u>  <u>の両方に検知器を設置すること。</u></p> <p>(3) <u>横方向位置</u></p> <p><u>検知器は区画の幅方向の中央又は両舷に設置する</u>  <u>こと。船舶の全幅にわたる水密区画及び横方向の</u>  <u>水の流れが著しく制限されるような配置の水密区</u>  <u>画に関しては、検知器は両舷に設置すること。</u></p> <p>(c) <u>水密区画が複数の甲板で構成される場合は、少なく</u>  <u>ともそれぞれの甲板上に一つの検知器を設置するこ</u>  <u>と。ただし、連続水位監視装置が設置されている場</u>  <u>合は、この限りではない。</u></p> <p>(d) <u>特殊な配置の水密区画等、(a)及び(b)の要件では本</u>  <u>来の目的を達成できないことが予測される場合にお</u></p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p> <u>いては、検知器の数及び設置場所について、特別に配慮されていること。</u>  <u>(e) 可視可聴警報は、他の警報と識別することが可能なものであること。</u>  <u>37-2.2(a) (略)</u> </p> <hr/> <p> <u>心得附則 (平成 22 年 6 月 30 日)</u>  <u>(適用期日)</u>  <u>この改正は、平成22年7月1日より適用する。</u> </p>	<p> <u>37-2.0 (a) (略)</u> </p>	

○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-2 船舶救命設備規則 (救命艇の定員)</p>	<p>3-2 船舶救命設備規則 (救命艇の定員)</p>	
<p>13.1(a) 第2号の「管海官庁の指示するところ」とは、次に掲げるところにより座席配置を行うことをいう。</p> <p>(1) 座席配置については、<u>図13.1&lt;1&gt;に基づいて行なうこと</u>。この場合において、足台が取り付けられ、また脚部に十分な空間があり、上部と下部座席間に<u>350mm以上の垂直距離があるときは、図示のとおりオーバーラップさせて差し支えない。</u></p>	<p>13.1(a) 第2号の「管海官庁の指示するところ」とは、<u>図13.1&lt;1&gt;に基づいて行なう座席配置の指示をいう。</u></p> <p><u>この場合において、足台が取り付けられ、また脚部に十分な空間があり、上部と下部座席間に350mm以上の垂直距離があるときは、図示のとおりオーバーラップさせて差し支えない。</u></p>	<p>LSA IV/4.4.2.2.1</p>
<p>図13.1&lt;1&gt; (略)</p> <p>(2) 座席配置については、<u>旅客船にあっては、平均体重75kgの人が、貨物船にあっては、平均体重82.5kgの人が救命胴衣を着用し、推進装置及び機装品の操作を妨げることなく着座することができる数とする。</u></p> <p>13.3(a) 「管海官庁の指示するところ」とは、<u>図13.3&lt;1&gt;及び次に掲げるところにより行なう座席配置の指示をいう。</u></p>	<p>図13.1&lt;1&gt; (略)</p> <p>13.3(a) 「管海官庁の指示するところ」とは、次に掲げるところにより行なう座席配置の指示をいう。</p>	<p>LSA IV/4.7.2, 4.7.2.1, 4.7.2.2</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>(1) 座席の幅は<u>480mm</u>以上、背もたれの高さは座席の上面から<u>1,075mm</u>以上とする。</p> <p>(2) 前後に隣接する座席の間隔(前方の座席の背もたれの後面から後方の座席の背もたれの前面までの距離をいう。)は、背もたれの角度が90°のときに<u>650mm</u>以上とする。</p> <p>(3) <u>座席配置については、平均体重82.5kgの人が救命胴衣を着用し、推進装置及び艀装品の操作を妨げることなく着座することができる数とする。</u></p> <p>(4) <u>座席の表面は、なめらかに成型されたものであり、かつ、身体に触れる部分には、背中及び骨盤を支えることができる少なくとも厚さ10mmのクッション及び頭部用柔軟性側面支持具を備え付けること。</u></p> <p>(5) <u>座席は折りたたみ式ではなく、恒久的に救命艇に固定されており、進水時において、艇体及びキャノピーの変形によって、乗艇者に損傷を与えないよう座席が配置されていること。</u></p> <p>(6) <u>座席が乗艇者の肩幅より狭い場合、進水時に負傷の可能性を排除するような座席の位置及び構造であること。</u></p>	<p>(1) 座席の幅は<u>430mm</u>以上、背もたれの高さは座席の上面から<u>1,000mm</u>以上とする。</p> <p>(2) 前後に隣接する座席の間隔(前方の座席の背もたれの後面から後方の座席の背もたれの前面までの距離をいう。)は、<u>635mm</u>以上とする。</p>	



改正案	現行	備考
<p>(7) <u>座席間の通路幅は甲板から座席頂部まで少なくとも480mmの幅を有していること。</u></p> <p>(8) <u>進水場所での安全な乗り込みができるよう、通路には、障害物を設けず、通路の床面には、スリップを防止するための措置を施し、適当な足場を設けること。</u></p> <p>(9) <u>座席には進水中に乗艇者の身体を拘束し、進水時に想定される荷重がかかった状態においても直ちに解除できるシートベルトが取り付けられていること。</u></p> <p>(10) <u>座席の座面と背もたれの角度は90°以上とする。</u></p> <p>(11) <u>足置き台の傾斜は座面と床との角度の半分未満、足置き台の長さは330mm以上とする。</u></p>		



改 正 案	現 行	備 考
<p>(救助艇の定員)</p> <p>27-5.0(a) (略)</p> <p>(1) 座席配置については、平均体重82.5kgの人が救命胴衣を着用し、推進装置及び機装品の操作を妨げることなく着座することができる数とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(救命艇卸揚装置)</p> <p>44.1(a) (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(i) 人員により負荷される力は、1人につき810Nとする。</p> <p>(ii)～(iii) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 第11号の「救命索」は、ダビット頂部から30cm以上離して取り付けられていること。</p>	<p>(救助艇の定員)</p> <p>27-5.0(a) (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(救命艇卸揚装置)</p> <p>44.1(a) (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(i) 人員により負荷される力は、1人につき740Nとする。</p> <p>(ii)～(iii) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 第11号の「救命索」は、<u>適当な間隔で結び目を設けた索とし、ダビット頂部から30cm以上離して取り付けられていること。</u></p>	<p>LSA 5.1.1.1</p>
<p>(持ち運び式双方向無線電話装置)</p> <p>79.0(a) 3以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが120メートル以上の旅客船(第一種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船(限定近海船を除く。))に限る。)に備え付けるものにあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合</p>	<p>(新設)</p>	<p>SOLAS II-2/22.1, 22.3.1.3, 22.3.2</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>においても、当該主垂直区域以外の主垂直区域内において、3時間以上その機能が損なわれないように、異なる主垂直区域に分けて配置すること（当該船舶において、固定式双方向無線電話装置又は船舶航空機間双方向無線電話装置が異なる主垂直区域に分けて配置されている場合を除く。）。ただし、これと同等以上の効力を有する方法等により、3時間以上当該装置の機能が損なわれないための措置を講じる場合にあっては、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。</p>		
<p>(警報装置)</p> <p>82.0(a) 3以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが120メートル以上の旅客船（第一種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船（限定近海船を除く。）に限る。）に備え付けるものにあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、3時間以上その機能が損なわれないように、異なる主垂直区域に当該装置を設置するか、配線を「A-60」で構成されたトランクで保護すること。ただし、これと同等以上の効力を有する方法等により措置を講じる場合にあっては、資料を添えて海事局検査測定課長まで伺い出ること。</p>	<p>(警報装置)</p> <p>(新設)</p>	<p>SOLAS II-2/22.1, 22.3.1.2, 22.3.2, 22.3.3</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>(b) 火災により使用不可能な主垂直区域において、非常照明装置は、その機能を維持することを要しない。</p> <p>(救命設備の表示)</p>	<p>(救命艇の表示)</p>	
<p>97.2(a)</p>	<p>97.2(a)</p>	
<p>～(c) (略)</p>	<p>～(c) (略)</p>	<p>LSA IV/4.4.9.1</p>
<p>(e) 救命艇の定員については、必要に応じて、旅客船用と貨物船用の定員を併記すること。</p> <p>心得附則（平成22年6月30日）</p> <p>（適用期日）</p>		
<p>(a) この改正は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）</p> <p>より適用する。</p>		
<p>(b) (経過措置)</p>		
<p>(1) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている改正前の規定による救命艇及び救助艇（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、当該救命艇又は救助艇を引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、改正後の</p> <p>13.1(a), 13.3(a), 27-2.0(a), 27-5.0(a), 44.1(a)及び</p> <p>97.2(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>(2) 79.0(a)及び82.0(a)の規定は、遠洋区域又は近海</p>		

改正案	現行	備考
<p>区域を航行区域とする第二種船(限定近海船を除く。)であって、平成24年1月1日前に建造され、又は建造に着手されたものについては、適用しない。</p>		

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
3-3 船舶消防設備規則	3-3 船舶消防設備規則	
第二章 消防設備の備付数量及び備付方法	第二章 消防設備の備付数量及び備付方法	
第一節 第一種船及び第二種船	第一節 第一種船及び第二種船	
(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)	(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)	
47.1.3(a) (略)	47.1.3(a) (略)	FSS 9.2.1.3.2
<u>(b) 可聴警報は、全ての機関が作動している状態において、保護される区域全体にわたって聞くことができるものであること。また、当該警報は、音圧又はパターンにより他の可聴警報と区別できるものであること。</u>		
(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置)	(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置)	
50.7(a) (略)	50.6(a) (略)	誤り修正
(消火ポンプ)	(消火ポンプ)	
54.2(a) 本項の趣旨は、消防設備告示第44条第3項の規定に適合するポンプがあれば、そのうちの1を消火ポンプとして使用できることである。	54.2(a) 本項の趣旨は、第44条第3項の規定に適合するポンプがあれば、そのうちの1を消火ポンプとして使用できるように措置をすることである。したがって、本項に規定されている船舶の第44条第3項の規定に適合しないポンプについては、本項に規定する「バラスト・ポンプ、ベルジ・ポンプ、雑用ポンプその他のポンプ」には該当しないものとして差し支えな	明確化

改正案	現行	備考
<p>当しないものとして差し支えない。</p> <p><u>心得附則（平成22年6月30日）</u> <u>（適用期日）</u></p> <p>この改正は、平成22年7月1日より適用する。</p>	<p>い。</p>	



○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
3-2-3 船舶の消防設備の基準を定める告示	3-2-3 船舶の消防設備の基準を定める告示	
第二章 消防設備の要件	第二章 消防設備の要件	
<u>(送水管)</u>		
<p>4.4(a) 「3 時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたもの」とは、<u>主垂直区域毎に独立な送水管となつて</u>いること又は「A-60」で構成されたトランクで保護されていることをいう。ただし、これと同等以上の効力を有する方法等により措置を講じる場合にあっては、資料を添えて海事局検査測定課長まで伺い出ること。</p> <p>(b) 火災により使用不可能な主垂直区域において、送水管は、その機能を維持することを要しない。</p>	(新設)	SOLAS II-2.22.3.1, II-2.22.3.3
<u>(炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置)</u>		SOLAS II-2.22.3.2
10.0.6(a) (略)	10.0.5(a) (略)	号ズレ
10.0.7(a) (略)	10.0.6(a) (略)	号ズレ
<p>10.2.0(a) <u>液化炭酸ガスは、貯蔵容器内に 1.8N/mm<sup>2</sup> から 2.2 N/mm<sup>2</sup> の状態で貯蔵されていること。</u></p> <p>(b) <u>液化炭酸ガスの貯蔵量は、最高貯蔵温度における液位又は気相の膨張を許容するのに十分な気化スベ</u></p>	(新設)	FSS 5.2.2.4.2 FSS 5.2.2.4.2

改 正 案	現 行	備 考
<p>一 ースを確保できるように制限されていること。また、<u>炭酸ガスの貯蔵量は、容器容積の95パーセントを超えないこと。</u></p> <p>(c) <u>貯蔵容器に備え付ける圧力逃し弁は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p>(1) <u>2組の圧力逃し弁にあつては、いずれか一方の弁を貯蔵容器に接続したままで残りの弁を遮断することができものであること。</u></p> <p>(2) <u>圧力逃し弁の設定は、作動する圧力の1.1倍とし、各圧力逃し弁の容量は、設定圧力の20%を超える圧力上昇を生じさせることなく、火災状態において生じる蒸気を放出できるものであること。</u></p> <p>(3) <u>圧力逃し弁からの排気は、船外の安全な場所に導かれるものであること。</u></p> <p>(d) <u>貯蔵容器及び常に炭酸ガスで満たされている管は、周囲温度45℃かつ冷却装置の作動開始時の圧力と同じ圧力の状態で冷却装置を停止させた後、24時間以内に圧力逃し弁が作動しないよう防熱措置が施されていること。</u></p> <p>(e) <u>貯蔵容器は、圧縮機及びその駆動機、蒸気発生器並びに凝縮器により構成され、他の目的に使用されず、かつ、自動化された完全に独立した2組の冷却装</u></p>		<p>FSS 5.2.2.4.4</p> <p>FSS 5.2.2.4.5</p> <p>FSS 5.2.2.4.6</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>置により低温状態が維持されていること。</u></p> <p><u>(f) 各冷却装置の冷却能力及び自動制御装置は、海水温度32℃以下及び周辺気温45℃以下の状態において、24時間の連続運転を行うことにより所要の圧力及び温度に達するものであること。</u></p> <p><u>(g) 各冷却装置への給電は、いずれも独立に行われるものであること。</u></p> <p><u>(h) 冷却装置へ冷却水の供給が必要な場合において、1台の予備を含む2台以上の循環ポンプにより行われなければならない。冷却水は2以上の海水吸入口から吸引できるものとする。この場合において、予備ポンプは、他の重要な用途への使用を妨げる恐れがない場合、他の用途に用いるポンプと兼用することができる。また、2以上の海水吸入口は、両舷に分けて配置することが望ましい。</u></p> <p><u>(i) 保護される区域への炭酸ガスの放出量を自動的に調整できる装置が備え付けられている場合には、放出量を手動でも調整できるものであること。</u></p>		<p>FSS 5.2.2.4.7</p> <p>FSS 5.2.2.4.8</p> <p>FSS 5.2.2.4.9</p> <p>FSS 5.2.2.4.13</p>
<p><u>心得附則（平成22年6月30日）</u></p> <p><u>（適用期日）</u></p> <p><u>この改正は、平成22年7月1日より適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 4-3 船舶区画規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>4-3 船舶区画規程</p> <p>第3編 貨物船 第6章 二重底</p> <p>(A) 国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの及び第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)には、本章の規定は適用しなくても差し支えない。</p> <p><u>心得附則(平成22年6月 日)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>本改正後の心得は、平成21年1月1日より適用する。</p>	<p>4-3 船舶区画規程</p> <p>第3編 貨物船 第6章 二重底</p> <p>(A) 国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のものには、本章の規定は適用しなくても差し支えない。</p>	<p>浸水警報装置等による代替措置を行う船舶には二重底の設置要件を強制しない。</p>

○船舶検査心得 4-3-1 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
4-3-1 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示 (ビルジ管装置)	4-3-1 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示 (ビルジ管装置)	
12.0 (a) (略) (b) 第14号の「3時間以上その機能が損なわれないための措置」とは、主垂直区域毎に独立なビルジ管装置となっており、又は当該装置が「A-60」で構成されたトランクで保護されていることをいう。ただし、これと同等以上の効力を有する方法等により措置を講じる場合にあつては、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。 (c) (b)の場合、火災により使用不可能な主垂直区域において、ビルジ管装置は、その機能を維持することを要しない。	12.0 (a) (略)	SOLAS II-2.22.3.1, II-2.22.3.3, II-2.22.3.4
心得附則 (平成22年6月30日) (適用期日) この改正は、平成22年7月1日より適用する。		

○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則 (防熱措置等)</p>	<p>6-1 船舶機関規則 (防熱措置等)</p>	
<p>9.1 (a)・(b) (略) (c) 附属書[4]8(2)及び(3)の規定は、次に掲げる内燃機関には適用しない。 <u>(1)平成4年2月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶の内燃機関(燃料油装置に対する措置に限る。)</u>及び<u>平成10年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶の内燃機関(潤滑油装置その他の油に係る装置に対する措置に限る。)</u></p>	<p>9.1(a)・(b) (略) (c) 附属書[4]8(2)及び(3)の規定は、次に掲げる内燃機関には適用しない。 <u>(1)・(2) (略)</u></p>	<p>SOLAS II-2/15</p>
<p>(燃料油装置) 20.2 (a) 本項の規定は、平成4年2月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶の内燃機関若しくは、シリンダ径300mm以下の内燃機関(機関区域無人化船に備える内燃機関であって、主機として用いるもの及び発電機を駆動するもの並びに条約船に備える内燃機関を除く。)には、適用しない。 (b) (略)</p>	<p>(燃料油装置) 20.2 (a) 本項の規定は、シリンダ径300mm以下の内燃機関(機関区域無人化船に備える内燃機関であって、主機として用いるもの及び発電機を駆動するもの及び発電機を駆動するもの並びに条約船に備える内燃機関を除く。)には、適用しない。 (b) (略)</p>	

改 正 案	現 行	備 考
<p>附属書[4] 構造等の基準</p> <p>7 補機及び管装置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管の継ぎ手</p> <p>(i)～(iv) (略)</p> <p>(v) 1 類管(計装用の小径管を除く。)として用いる管相互又は管と弁類の継手は、別に定めるものを除き、突合せ溶接継手又はフランジ継手であること。ただし、呼び径 <u>80A</u>以下の管については、差込み継手として差し支えない。</p> <p>(vi)～(ix) (略)</p> <p>(x) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(p) 外径 <u>80A</u>以下の管であつて亀裂腐しよくなる起こる可能性のないものの継手については、スリーブ付き溶接継手として差し支えない。</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>心得附則(平成22年6月30日) (適用期日)</p> <p>この改正は、平成22年7月1日より適用する。</p>	<p>附属書[4] 構造等の基準</p> <p>7 補機及び管装置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管の継ぎ手</p> <p>(i)～(iv) (略)</p> <p>(v) 1 類管(計装用の小径管を除く。)として用いる管相互又は管と弁類の継手は、別に定めるものを除き、突合せ溶接継手又はフランジ継手であること。ただし、呼び径 <u>50mm</u>以下の管については、差込み継手として差し支えない。</p> <p>(vi)～(ix) (略)</p> <p>(x) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(p) 外径 <u>50mm</u>以下の管であつて亀裂腐しよくなる起こる可能性のないものの継手については、スリーブ付き溶接継手として差し支えない。</p> <p>(3)～(11) (略)</p>	<p>IACS UR にあわせるための改正</p> <p>IACS UR にあわせるための改正</p>